

2025 年 6 月 25 日

税務調査の地殻変動：PMK 15/2025 によるデジタル・構造・刑事手続の再編



2025 年 2 月 14 日より施行されたインドネシア財務大臣規則第 15 号（PMK 第 15 号/2025 年）は、税務調査の実施に関する新たな枠組みを明示するものであり、本規則の施行により、財務大臣規則第 17 号/PMK.03/2013 号「税務調査手続に関する規定」、財務大臣規則第 256 号/PMK.03/2014 号「土地・建物税（PBB）に関する調査規定」、および財務大臣規則第 18 号/PMK.03/2021 号第 105 条「報告統合に関する条項」は正式に廃止された。

税務調査の目的：二本柱による構造的区分

本規則に基づく税務調査は、次の二大目的に基づき実施される：

1. 租税義務の履行状況に対する遵守度を検証すること。
2. その他の目的：徴収、情報交換、優遇措置の付与、異議申立て、その他。

税務調査の三類型：全面調査、重点調査、限定調査

本規則は、三つの調査類型を明確に区分している：

調査類型	調査対象範囲	事例
Lengkap（全面調査）	全ての税目および申告書（SPT／SPOT）上のすべての項目を対象とする	多額の還付申請または損失申告 SPT
Terfokus（重点調査）	特定の税目または項目に絞り、詳細な調査を行う	財務諸表と SPT との不一致
Spesifik（限定調査）	限定的な項目に対して簡易に実施される調査	所得、付加価値税（PPN）、土地・建物税（PBB）の検証

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

納税者の遵法性に関する調査の 14 の理由：還付から特別取引まで

本財務大臣規則により、調査の対象は従来の 7 項目から 14 の主要な誘因事項へと拡大された：

納税者が還付超過または損失を申告・報告している場合	納税者が仮還付を受けている場合	納税者が事業年度または帳簿方式を変更した場合
納税者が固定資産の再評価を実施した場合	納税者が組織再編（合併、清算等）を実施、またはインドネシアから永続的に撤退しようとしている場合	VAT 課税事業者が VAT 課税対象物・サービスの供給なしに仕入税額控除（VAT IN）を行っている場合
納税者が税務当局のリスクプロファイルに基づき選定された場合	第三者が源泉徴収・徴収・納付・申告等の義務を履行していない場合	納税額の滞納税に関する具体的なデータが存在する場合
納税者が、督促を受けても土地・建物税（PBB）の申告書（SPOT）を提出していない場合	申告された額よりも大きな PBB の未納が示唆される場合	課税対象物件に関するデータの不整合が存在する場合
他者から得られた情報により、違反の可能性が示される場合	税務当局内部のデータにより、申告内容の不自然性が検出される場合	

その他目的による調査（非遵法性）：現在は 25 の行為を包含

本規則は、**非遵法性に基づく調査の根拠となり得る 25 の行為**を定めている。

納税者番号の職権による登録	納税者番号の抹消	VAT 課税事業者の職権による認定	VAT 課税事業者の認定取消	土地・建物税対象物件の職権による登録
土地・建物税に関する登録証明（SPOP）の取消	異議申立ての解決	純所得計算基準に関するデータ収集	データ・証拠の照合	僻地に所在する納税者の判定
特定地域に所在する雇用主納税者の判定	消費税（PPN）の納税地の判定	税金の徴収処理の解決	優遇措置に関連する操業開始または商業生産開始時点の判定	損失の繰越期間の追加（税務優遇）
国際租税情報交換の履行	相互協議手続（MAP）の解決	移転価格事前合意（APA）の申請対応	情報アクセス法（AEOI 等）の遵守	探鉱段階の費用の確定
自由貿易・港湾地区への推薦に係る現地調査	税務データベースの拡充	第三者の義務履行の検証	第三者の義務履行の検証	税法に基づくその他の行為

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

税務調査の期限：制度的に迅速化

調査の種類	最大調査期間	SPHP（調査結果通知書）	PAHP（調査結果最終協議）
全面調査	5 か月	5 営業日以内	30 営業日
重点調査)	3 か月	5 営業日以内	30 営業日
限定調査	1 か月	5 営業日以内	30 営業日

特定の事例、たとえばグループ企業・移転価格取引・財務報告の操作に該当する場合、調査期間は最大 4 か月まで延長可能である。本規定は、従来最大 18 か月まで延長可能であった制度に代わるものである。

納税者が対応しない場合には、SPHP は承認されたものと見なされ、当該 SPHP の発行前には少なくとも 1 か月前に暫定的な調査結果の協議が実施されなければならない。

税務調査と刑事初期証拠調査の分離

本規則、税務調査が自動的に刑事捜査の手段として用いられることはないことを明確にしている。税務犯罪立件前の証拠調査（bukper）は独立した手続であり、租税に関する刑事違反の強い兆候が存在する場合にのみ実施可能である。

税務職員の権限と義務：引き続き明確化

本規則は、税務職員の専門的基準を明確にしている。これには以下が含まれる：

- 身分証の提示義務
- 職務命令書および調査通知書の交付
- 納税者の文書の返却
- 調査結果の協議を除き、守秘義務の遵守

税務調査のデジタル化：Coretax への移行

Coretax Administration System を用いたデジタル統合へと一層誘導されている。これにより、以下が意味される：

- 調査に関する連絡は、DJP のデジタルシステムを通じて行われる
- 資料、SPHP、最終報告の送付は、より迅速かつ構造的に実施される
- 納税者は、テクノロジーに基づいたコンプライアンス対応および電子的文書のバックアップを準備し始める必要がある

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

旧法令と新法令の比較

項目	旧制度 (PMK 17/2013)	新制度 (PMK 15/2025)
調査期間・手続の流れ	最大 12 か月 + 延長あり。手続は手動。 SPHP(調査結果通知書)の期限なし。AHP(調査結果記録書)は非体系的。	最大 5 か月 + 特定条件下で 4 か月延長可。SPHP は 5 営業日以内に回答義務。AHP は作成義務・電子化。
税務調査のデジタル化・DJP システム統合	多くの手続が手動であり、Coretax との統合なし。通知も紙媒体。	全手続が Coretax により電子化：SPHP、呼出、報告、証拠記録含む。
調査の分類および目的	明確な分類なし。調査理由は 14 類型に限定。納税者申請に基づく調査は不明確。	調査は「網羅的・重点的・特定の」の 3 分類。調査理由は 25 類型に明記。申請起因の調査も対象。
Bukti Permulaan(税務犯罪立件前の証拠調査)と課税分析	税務犯罪立件前の証拠調査は本調査と未分離。課税分析と混在。	税務犯罪立件前の証拠調査は本調査開始時に終了義務。課税分析は独立して実施。
SPHP・AHP・納税者応答	SPHP に対する回答義務・期限規定なし。AHP は手動作成。	SPHP は 5 営業日以内に納税者応答義務。AHP は電子で作成・交付。意見陳述の機会あり。
封印・納税者資料の取扱い	封印手続は電子化されず。納税者資料は手動返却。	封印手続はシステム管理・バーコード付与。資料返却もシステム上で記録管理。
リスク・プロファイリングに基づく選定	リスクベースでの選定は限定的。プロファイリング未整備。	リスク分析およびプロファイリングに基づき調査対象を選定。制度化済。
調査官の権限および納税者との対応手続	任命書および身分証の提示義務はあるが、電子管理なし。公式な面談や意見聴取制度なし。	任命書・身分証は電子的に提示・登録。公式面談・意見聴取手続が制度化。
外部機関・第三者との連携調査	第三者（銀行・関係会社等）への調査に関する手続不明確。	第三者調査は正式な指示書に基づき、DJP システムにより実施。
品質管理および調査結果のレビュー	品質管理チームの存在はあるが、具体的な監督・承認機能は不明確。	品質管理チームがすべての調査結果をレビュー・承認する義務あり。

結論

本規則は、税務調査制度をスピード、構造、透明性、法的整合性の観点から全面刷新し、これまでの運用慣行を根本から再設計するものである。今後、納税者に求められるのは、紙からシステムへ、受動対応から戦略的備えへと転換する姿勢である。

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

お問い合わせ先

フェアコンサルティンググループ

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービス

大阪 オフィスタワー12F

(本社)

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

Tel:06-6451-9201 | Fax:06-6451-9203

e-mail: grm@faircongrp.com

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

(インドネシアオフィス)

Tel : +62-21-570-6215 | Fax : +62-21-570-6217

Pahala Alex Lumbantoruan (Chartered Accountant)

e-mail : alexandra@faircongrp.com

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「フェアコンサルティング インドネシアニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。